

調布市受動喫煙ゼロの店登録事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条及び調布市民健康づくりプラン（第2次）（平成25年3月策定）に基づき、適切な方法で受動喫煙防止対策を実施している市内の飲食店について、調布市受動喫煙ゼロの店として登録し、公表することにより、受動喫煙を防止する環境づくりを進めることを目的とする。

第2 登録の要件

調布市受動喫煙ゼロの店として登録することができる店舗は次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する飲食店であること。
- (2) 別表左欄に掲げる登録区分に応じ、同表右欄に定める登録要件の全てに適合していること。
- (3) 店舗の営業に係る関係法令及び公序良俗に反していないこと。
- (4) 本要綱を理解し、市の求めに応じて受動喫煙防止の啓発等に協力することができること。

第3 登録の申請

調布市受動喫煙ゼロの店への登録を希望する店舗の管理者は、調布市受動喫煙ゼロの店登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

第4 登録の決定等

市長は、第3の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、必要に応じて実地にて調査を行い、調布市受動喫煙ゼロの店登録・却下決定通知書（第2号様式）を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により調布市受動喫煙ゼロの店として登録することを決定した店舗（以下「登録店舗」という。）の管理者に対し、市長が別に定める調布市受動喫煙ゼロの店登録ステッカー（以下「禁煙ステッカー」という。）を交付するものとする。

第5 登録の変更等

登録店舗の管理者は、第3の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又は登録店舗に係る登録を辞退するときは、速やかに調布市受動喫煙ゼロの店登録変更・辞退届（第3号様式。以下「変更・辞退届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録店舗の管理者が第3の規定により申請した内容に変更が生じたことで変更・辞退届を提出する場合は、必要に応じて申請書裏面の確認書を添付して提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により変更・辞退届を受けたときは、その内容を確認のうえ、調布市受動喫煙ゼロの店登録変更・辞退決定通知書（第4号様式）により当該変更・辞退届を提出した者に通知するものとする。

#### 第6条 登録の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録店舗に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 第2に規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 登録店舗の管理者から第5第1項の規定により登録店舗に係る登録を辞退するために変更・辞退届の提出があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録店舗に係る登録を取り消したときは、調布市受動喫煙ゼロの店登録取消通知書（第5号様式）により当該登録を取り消した登録店舗の施設管理者に通知し、禁煙ステッカーを返還させるものとする。

#### 第7条 雑則

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

#### 別表

登録区分	登録要件
敷地内禁煙	店舗の敷地内（屋外のテラス席や駐車場等も含む。以下同じ。）が終日禁煙（加熱式タバコ等も含む。以下同じ。）であること。
店舗屋内禁煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗屋内に喫煙場所がなく、店舗屋内が終日禁煙であること。</li> <li>2 店舗屋外に喫煙場所がある場合は、店舗屋内にタバコの煙が流れ込まない仕様となっていること、又は、店舗の出入口から離れた場所に設置していること。</li> <li>3 店舗屋外に喫煙場所がある場合は、店舗敷地外の公共の場（道路等をいう。以下同じ。）にいる人にタバコの煙を吸わせることのない仕様となっていること、又は、店舗敷地外の公共の場から離れた場所に設置していること。</li> <li>4 喫煙場所以外の店舗の敷地内が終日禁煙であること。</li> </ol>